

平成30年度第1回大田原市介護保険運営協議会 【会議録】

- 1 日 時 平成30年6月28日(木)午後1時30分～2時50分
- 2 場 所 大田原東地区公民館 多目的ホール
- 3 出席委員 15名(磯政裕会長、立山真理職務代理者、木村章穂委員、若林明委員、鈴木作三委員、渡部貢委員、川上千代子委員、松本美代子委員、益子和博委員、八木良委員、根本修委員、小野田公委員、伊藤都委員、平野トミ子委員、川上清委員)
- 4 欠席委員 3名(伊藤清幸委員、安藤美代子委員、江部寛委員)
- 5 事務局 岩井保健福祉部長、齋藤高齢者幸福課長、小林地域支援係長、鈴木高齢支援係長、松本生活支援コーディネーター、遠山主査、小泉主査、辺見主査、荒井主任主事

6 内 容

(1) 進行 齋藤高齢者幸福課長

(2) 挨拶 岩井保健福祉部長

昨年度の「大田原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(あんしんプラン)第7期計画」策定におけるご協議・ご指導に感謝する。2018(平成30)年4月1日の高齢化率は28.12%、後期高齢者の率は13.61%であり、2025年には約17%と推計される。地域包括ケアシステムのまちづくりに対し、引き続きのお力添えを願う。

(3) 委員の委嘱について

益子和博氏及び磯政裕氏に対し、岩井保健福祉部長から委嘱状が交付された。

(4) 会長選任・職務代理者の指名

会長選任方法について「事務局一任」の声があり、他委員からも「(事務局一任に)異議なし」の声。事務局が磯政裕委員を指名したことに対し「異議なし」の声多数。磯政裕委員を会長に決定した。

会長就任あいさつの後、磯会長から職務代理者として立山真理委員が指名された。

(5) 会議録署名人の指名

磯会長から伊藤都委員、平野トミ子委員が指名された。

(6) 議事

1) 平成29年度介護保険特別会計決算状況について(鈴木高齢支援係長)

【会議資料2～4ページ】

ア 予算執行状況

イ 第1号被保険者保険料の充当状況について

2) 平成29年度介護保険事業の実施状況について(鈴木高齢支援係長)

【会議資料5ページ及び当日配付資料「総合事業の報告」】

3) 平成29年度介護認定状況について(鈴木高齢支援係長)

【会議資料 6 ページ】

4) 平成 29 年度高齢者ほほえみセンターの運営状況について (小泉主査)

【会議資料 7～10 ページ】

5) 平成 29 年度一般介護予防事業等の実施状況について (小林地域支援係長)

【会議資料 11～18 ページ】

6) 平成 30 年度介護報酬改定について (鈴木高齢支援係長)

【会議資料 19～23 ページ】

7) 介護サービス利用料の 3 割負担者設定について (鈴木高齢支援係長)

【介護保険サービスガイドブック 5 ページ、厚生労働省チラシ】

平成 30 年 8 月から、現 2 割負担者のうちから 3 割負担の者が発生する。介護保険受給者全体のうち 3% 程度 (本市では 100 人程度) と試算するが、負担限度額制度 (44,400 円) により実質 2% 程度と見込む。利用者への周知を図る。

<質 疑>

【介護保険財政調整基金について】 会議資料 4 ページ

(渡部委員) 財政調整基金の使途について問う。

(鈴木高齢支援係長) 計画期間中の収支に偏りがないよう保険料を設定して被保険者から預かるが、余剰金があった場合に当該基金として積み立てている。次期保険料の抑制 (調整) に充てることとなり、被保険者に還元されている。

【地域密着型 認知症対応型通所介護の執行率について】 会議資料 5 ページ

(立山職務代理者) 認知症対応型通所介護 (認知デイ) の執行率 51.4% について、小規模多機能型居宅介護への流動が考えられるとの説明だったが、認知デイ 1 事業所が昨年度閉鎖したことによる減少ではないか。現場では認知デイの定員自体が足りず、小多機や普通デイでも対応できないと断られている。利用希望に応えられないことをとどめ置かれたい。

【認定審査における介護度下降について】

(立山職務代理者) 認定審査において介護度に下降が生じるのはどのような場合か。

(小林地域支援係長) 認定審査は主に書類上で多職種により行われる。一次判定の数値的データやチェック項目以外に、調査員が記したその利用者だけの特記事項をふくめ、色々な視点によって総合的に判定される。

(磯会長) 二次判定は一次判定 (訪問調査等) の結果を重視する。調査員訪問日に利用者が気を張っていつもよりしっかりしていたことなどが影響し、介護度に下降が生じる可能性はある。

【介護保険特別会計 歳出 総務費について】 会議資料 3 ページ

(八木委員) 介護保険特別会計 歳出「総務費」は介護保険料算定に影響するか。

(鈴木高齢支援係長) 介護保険料算定に影響する項目は、「保険給付費」「地域支援事業費」「基金積立金」「諸支出金」。総務費については、一般会計からの繰入により支出され、介護保険料には影響しない。

【サービス利用負担割合について】

(八木委員) サービス利用負担割合が1割、2割(2倍)、3割(3倍)と急激な段階状であることから、特に負担割合が変わる境目付近の利用者から「緩やかな(きめ細やかな)段階設定」を望む声があった。事務手続き煩雑化などの問題があることは承知しているが利用者の声として情報提供したい。

(鈴木高齢支援係長) 市民の声として受け止める。通常の年金生活者であれば1割負担。3割該当者は「現役並み所得」のある方なので、ご理解いただきたい。

<< 全ての議事について了承 >>